

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第3章 通関士</p> <p>第2節 通関士の資格</p> <p>(通関士の確認のための届出手続)</p> <p>31-1 法第31条に規定する通関士の確認のための届出手続は、次による。</p> <p>(1) 通関士の確認のための届出は、「通関士確認届」(B-1320) 1通を提出させて行わせる。</p> <p>(2) 上記(1)の届出には、「通関士試験合格証書」(B-1250) の写し、<u>法第31条第2項各号に該当しないことの「宣誓書」(B-1080)</u> 及び前記4-2(4)に規定する市区町村長の証明書を添付させる。</p> <p><u>なお、通関士試験合格者が「通関士試験合格証書」の交付を受ける前における上記(1)の届出に際しては、「通関士試験合格証書」に代えて当該届出に係る者が合格した年における「通関士試験受験票」(B-1280) の「A」片の写しを添付させることとする。この場合において、当該届出に係る者が「通関士試験合格証書」の交付を受けたときは、当該「通関士試験合格証書」の写しを速やかに提出させるものとする。</u></p> <p>(3) 以下に掲げる届出を行う場合にあっては、上記(1)の「通関士確認届」は前記22-1(4)の「従業者等の異動(変更)届」(B-1180) をもって代えることができることとし、欠格条項該当の有無の確認については省略することとして差し支えない。また、上記(2)の添付書類を省略させて差し支えない。</p> <p>イ 他の通関業者の通関士を併任しようとする場合の確認の届出</p> <p>ロ 既に確認を受けて通関業務に従事していた通関士が他の通関業者に異動した場合において、その異動後直ちに行われる確認の届出</p> <p>なお、既に確認を受けて通関業務に従事していた通関士が、同一通関業者の他の営業所に異動若しくは兼務した場合については、新たに通関士の確認のための届出は要しない一方、法第22条第2項の届出は要することに留意する。</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>第3章 通関士</p> <p>第2節 通関士の資格</p> <p>(通関士の確認のための届出手続)</p> <p>31-1 法第31条<u>《確認》</u>に規定する通関士の確認のための届出手続は、次による。</p> <p>(1) 通関士の確認のための届出は、「通関士確認届」(B-1320) 1通を提出させて行わせる。</p> <p>(2) 上記(1)の届出には、「通関士試験合格証書」(B-1250) の写し及び<u>法第31条第2項に該当しないことを証する書類</u>を添付させる。</p> <p>(3) 以下に掲げる届出を行う場合にあっては、上記(1)の「通関士確認届」は前記22-1(4)<u>(通関業務に関する帳簿の取扱い等)</u>の「従業者等の異動(変更)届」(B-1180) をもって代えることができることとし、欠格条項該当の有無の確認については省略することとして差し支えない。また、上記(2)の添付書類を省略させて差し支えない。</p> <p>イ 他の通関業者の通関士を併任しようとする場合の確認の届出</p> <p>ロ 既に確認を受けて通関業務に従事していた通関士が他の通関業者に異動した場合において、その異動後直ちに行われる確認の届出</p> <p>なお、既に確認を受けて通関業務に従事していた通関士が、同一通関業者の他の営業所に異動若しくは兼務した場合については、新たに通関士の確認のための届出は要しない一方、法第22条第2項<u>《記帳、届出、報告等》</u>の届出は要することに留意する。</p> <p>(4) (同左)</p>

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(5) 届出に係る通関士（届出を行う通関業者のその他の通関業務の従業者であった者を除く。）が派遣労働者であるときの手続は、前記4-2(6)に準ずるものとする。</p> <p>また、その場合は「通関士確認届」中「備考」欄に派遣労働者である旨（「派遣」）を記載させることとする。</p>	<p>(5) 届出に係る通関士（届出を行う通関業者のその他の通関業務の従業者であった者を除く。）が派遣労働者であるときの手続は、前記4-2(6) <u>（許可申請書の添付書面）</u>に準ずるものとする。</p> <p>また、その場合は「通関士確認届」中「備考」欄に派遣労働者である旨（「派遣」）を記載させることとする。</p>